

# 美祢市重層的支援体制整備事業実施計画

令和7年4月

美 祢 市

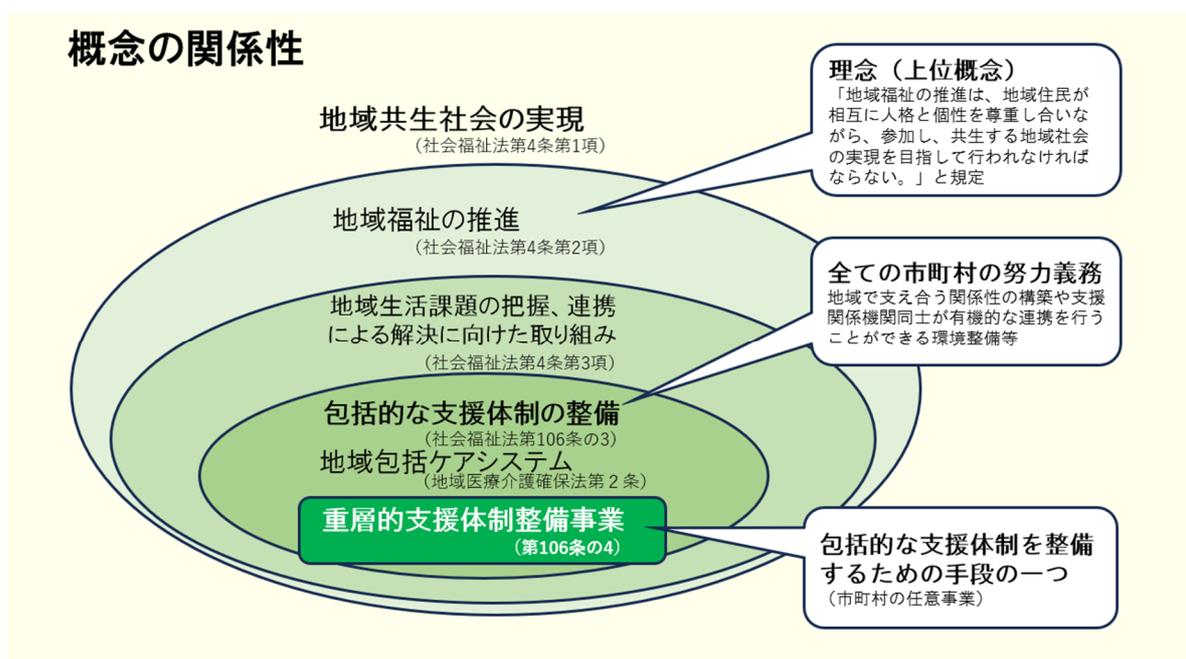
# 1 計画の背景と目的

これまで社会福祉の分野では、生活保護、生活困窮、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、それぞれに専門的支援が提供されてきました。一方、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や社会の支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足に加え、ライフスタイルや価値観の多様化により、住民同士のつながりの希薄化等も相まって、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、ひきこもり、高齢者の孤独死のように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、対象者別の各制度における支援では対応が難しいケースが増加してきました。

このような社会、経済情勢の変化の中においても、だれもが自分らしく暮らせる地域社会実現のためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う「地域共生社会」への取組が求められています。

国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための取組として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市においても、部局横断的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築に取り組むため、令和7年度から重層的支援体制整備事業を実施します。そこで、本事業を適切かつ効果的に実施するため、その実施体制等を定める「美祢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。



## 2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定されるものであり、本市の最上位計画である「第2次美祢市総合計画」の基本目標「安全・安心な「まちづくり」」に資するため、後期基本計画に掲げる施策の一つ「包括的支援体制の充実」を目指して具体的に推進する「美祢市地域福祉計画」に付随する計画として、本事業の実施に関する具体的な計画を定めるものです。

また、分野別の計画である「美祢市高齢者保健福祉計画」、「美祢市障害者計画」、「美祢市子ども・子育て支援事業計画」等とも調和・整合性を図ります。

## 3 事業の内容と実施体制

### 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、市全体の支援機関・地域の関係者が断わらず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。



資料：地域共生社会とは（厚生労働省地域共生社会ポータルより）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するための

## 『3つの支援』

《3つの支援の内容を簡単にまとめると》

### 属性を問わない Ⅰ 相談支援

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する など

### Ⅱ 参加支援

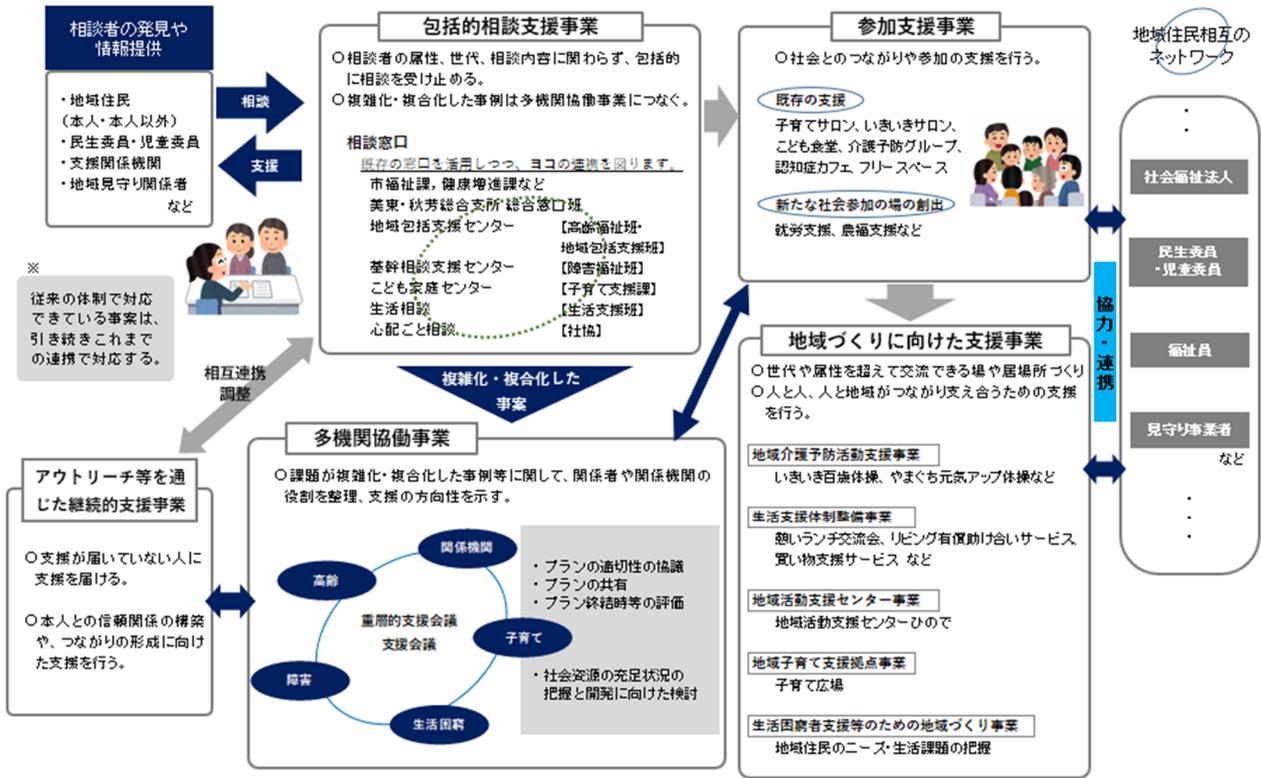
- ・社会とのつながりをつくるための支援を行う
- ・本人への定着支援と受入れ先の支援を行う など

### Ⅲ 地域づくり に向けた支援

- ・交流できる場や居場所を整備する
- ・地域における活動の活性化を図る など

事業名	事業内容
Ⅰ 相談支援	
包括的相談支援事業	相談に来る人の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、寄り添い、抱えている課題の解きほぐしや整理を行います。 相談を受けた場合は、他の機関と連携して対応するほか、他の支援機関へのつなぎなども行い、断らない相談支援を行います。
多機関協働事業	重層的支援体制整備事業に携わる関係者の連携がよりスムーズになるように、相談支援機関をサポートする事業です。相談者に対する直接的な支援ではなく、相談を受ける相談支援機関を支援する役割を持ち、重層的支援体制整備事業の中心となります。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	分野にまたがるような複雑化・複合化した課題を抱えつつも、支援が届いていない方や、支援につながることに拒否的な人に対して支援を届けます。 本人とのつながりを作り、その関係性を続けていくことを目的とします。
Ⅱ 参加支援	本人の希望やニーズに合わせて、社会とのつながりづくりを支援します。 すでに地域で実施されている参加の場へのマッチングを行います。また、社会参加の場が見つかったら、本人の状態や活動の状況を見守り、本人が活動を続けられるよう支援を行います。
Ⅲ 地域づくりに向けた支援	人と人、人と地域がつながり支え合うような取組が生まれやすい環境を整え、地域の中で、属性や世代を問わない居場所づくりに取り組んだり、地域で行われている事業や活動を把握し、必要とする人や地域とつなげるなどのコーディネートを行います。

# 美祢市重層的支援体制整備事業の全体像



## ◎包括的相談支援事業における各分野の相談支援事業の実施体制

高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関において、困りごとを抱える本人やその世帯の属性・相談内容等に関わらず幅広く相談を受け止めるなど、分野外の相談も受け止め、関係相談支援機関等につなぐといった関係機関によるネットワークでの対応を図り、断らない相談支援を行います。(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項)

### [地域包括支援センターの運営 (第 1 号のイ)]

事業名称	地域包括支援センター運営事業	
支援対象者	高齢者等及びその家族等	
箇所数	市内 2 箇所	
事業内容	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防支援	
実施方式/支援機関名	直営 委託：社会福祉法人豊徳会	美祢市地域包括支援センター 美祢東地域包括支援センター

[障害者相談支援事業（第1号のロ）]

事業名称	相談支援事業	
支援対象者	障害児者及びその家族等	
箇所数	市内1箇所	
事業内容	福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介	
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人 同朋福祉会	美祢市基幹相談支援センター

[利用者支援事業（第1号のハ）]

事業名称	利用者支援事業（こども家庭センター型）	
支援対象者	子ども及びその保護者等	
箇所数	市内1箇所	
事業内容	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援	
実施方式／支援機関名	直営	こども家庭センター（子育て支援課）

事業名称	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）	
支援対象者	子育て家庭や妊婦	
箇所数	市内1箇所	
事業内容	母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供	
実施方式／支援機関名	直営	健康増進課

[生活困窮者自立相談支援事業（第1号のニ）]

事業名称	生活困窮者自立相談支援事業	
支援対象者	生活困窮者（生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人）	
箇所数	市内1箇所	
事業内容	困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ計画的な相談支援、自立の促進	
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会	

◎多機関協働事業の実施体制

包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、ひとつの支援機関のみでは対応が難しい複雑化・複合化した事案等について、重層的支援会議を開催し、支援の方向や支援関係機関の役割を整理、調整を行います。（社会福祉法第106条の4第2項第5号・第6号）

[多機関協働事業、支援プラン作成]

事業名称	多機関協働事業
支援対象者	複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等
箇所数	—
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援会議の開催</li> <li>・多機関協働コーディネーターの配置を通じた会議の運営実施</li> <li>①支援機関の必要な情報共有や事例検討等、②支援機関間の役割分担と支援の方向性の整理・調整、支援プランの作成、プランに基づく支援の実施等</li> </ul>
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

◎アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制

地域社会からの孤立が長期にわたる状態にあるなど、課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気づいていない（セルフネグレクト）など、サービスの受け入れに拒否的な人に対して、支援が行き届くよう、寄り添い伴走しながら、つながり続ける支援を行います。（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

[アウトリーチ等を通じた継続的支援事業]

事業名称	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
支援対象者	潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯
箇所数	—
事業内容	支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握、訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ、本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援関係機関へのつなぎ
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

◎参加支援事業の実施体制

社会とのつながりが薄く、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズを抱える本人や世帯に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりの支援を行います。（社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

[参加支援事業]

事業名称	参加支援事業
支援対象者	社会とのつながりが薄く狭間のニーズを抱える人・世帯
箇所数	—
事業内容	本人やその世帯のニーズや抱える課題等を把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートやマッチング 既存の社会資源への働きかけや既存の社会資源の充実を図り、支援ニーズに合った支援メニューづくり
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

## ◎地域づくりに向けた支援事業の実施体制

高齢・障害・子ども・生活困窮等の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場づくりや、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすい環境づくりの支援を行います。これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぐとともに、住民主体の多様な地域活動が生まれ、地域活動の活性化につながるよう取り組みます。

(社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項)

### [地域介護予防活動支援事業 (第 3 号のイ)]

事業名称	地域介護予防活動支援事業	
支援対象者	65 歳以上の者を含む地域団体	
箇所数	—	
事業内容	地域において介護予防に資する効果的な事業を行う住民主体の活動支援や活動の担い手育成	
実施方式／支援機関名	直営	福祉課

### [生活支援体制整備事業 (第 3 号のロ)]

事業名称	生活支援体制整備事業	
支援対象者	65 歳以上の者を含む地域住民や団体	
箇所数	—	
事業内容	地域の高齢者を対象に、通いの場や集いの場づくりを実施	
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会	

### [地域活動支援センター事業 (第 3 号のハ)]

事業名称	地域活動支援センター事業	
支援対象者	障害者等及びその家族等	
箇所数	市内 1 箇所	
事業内容	生産・創作活動、就労的活動等のレクリエーションを通して、障害者の居場所づくりや仲間づくり、社会との交流の促進を支援	
実施方式／支援機関名	委託（指定管理）：社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会	

### [地域子育て支援拠点事業 (第 3 号のニ)]

事業名称	地域子育て支援拠点事業	
支援対象者	乳幼児をもつ子育て中の親とその子ども	
箇所数	市内 1 箇所	
事業内容	未就学児やその保護者の交流による仲間づくりの支援（子育て広場）	
実施方式／支援機関名	直営	子育て支援課

[生活困窮者支援等のための地域づくり事業（第3号）]

事業名称	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
支援対象者	地域において多様なニーズを抱える人・世帯等
箇所数	市内全域
事業内容	多様なニーズに対応した地域づくりに向けた活動・地域住民のニーズ・生活課題の把握
実施方式／支援機関名	委託：社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

## 4 必要となる支援の検討等を行う会議体

円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むために必要となる支援体制に関する検討等を行う会議体として「重層的支援会議」と「支援会議」を設置します。

支援会議は、本人同意が得られないために、支援関係機関同士の情報共有や役割分担が進まないケースや、予防的・早期の支援が必要にも関わらず支援が進まないケースに対応するため、出席者に守秘義務を設けて開催する会議です。

重層的支援会議は、支援関係機関との情報共有について本人同意を得たケースについて、支援を円滑に行うために開催するもので、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議です。

会議名称	会議主催者	所掌事務	その他
重層的支援体制整備事業 支援会議	市（福祉課）	(1) 複雑化、複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換 (2) 複雑化、複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討 (3) その他必要と認められる事項	本人の同意を得ずとも、守秘義務を課して、開催可能（社会福祉法106条の6）
重層的支援会議	多機関協働事業実施者（市社会福祉協議会）	(1) プランの適切性の協議 (2) プラン終結時の評価 (3) 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討 (4) その他、市長が必要と認める事項	本人の同意を得て開催 重層的支援会議の構成員は、正当な理由がなく重層的支援会議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 ※社会福祉法106条の4による守秘義務あり

関係機関の連携強化を図るため、連携会議（1回／月）を開催し、情報共有を行い、ケースに応じた支援会議や重層的支援会議の開催を実施します。



## 5 重層的支援体制整備事業で目指すもの

---

美祢市が行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等をつくるものではなく、市全体の支援関係機関が既存の取組を強化・活用して、包括的な支援体制を構築するものです。

市民が抱える地域福祉課題は、年代、性別、家族構成、経済状況、障害や介護など支援の必要度合いに加え、身近な支援者の存在の有無、身近な相談先の有無などの状況により多種多様な広がりがあります。

また、地域の支えあい機能の低下やボランティアなどの担い手不足は、孤立を生み、地域の力を弱めます。

このため、重層的支援体制整備事業により、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことで、相談者の悩みを受け止め、掘り起こし、支援につなげる「属性に捉われず、みんなで考える相談窓口」を構築するとともに、社会のつながりが生まれる取組を強化し、地域の互助機能を再生しながら、「相談者に寄り添い、伴走する支援」を目指します。

## 用語解説

### 【あ行】

#### □アウトリーチ

福祉的な問題や課題を潜在的に抱え自発的に援助を求めてこない人に対して、支援機関が本人の元に出向いて必要な支援を行ったり、福祉サービスに利用に結びつけたりする活動のこと。

### 【か行】

#### □権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとする様々な権利を保護すること。

### 【さ行】

#### □生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められる。

#### □生活保護

資産や能力等を活用するものの生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度のこと。

### 【た行】

#### □ダブルケア

同時に介護と育児の両方を行っている状態。

#### □地域包括支援センター

介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う総合的な相談・サービスの拠点のこと。市内2箇所を設置。

## 【は行】

### □8050問題

80代の親と収入のないひきこもりの50代の子の世帯が、収入が途絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題のこと。

### □伴走型支援

社会復帰や生活再建を目指す人に対して、本人に寄り添いながらその時々状況に対応した支援を行うこと。